



【問合せ先】

第七管区海上保安本部  
交通部 安全対策課長  
古場 芳樹  
TEL 093-321-2931(内線 2640)

令和4年9月7日  
第七管区海上保安本部

## 遊泳中の事故が大幅に減少！

～夏季における海難の発生状況（集計速報値）～

令和4年7月1日（金）～8月31日（水）までの夏季における、第七管区海上保安本部管内における船舶海難は59隻、人身海難は39人でした。

昨年と比べ、船舶海難は若干増加しましたが、人身海難は大幅に減少しています。特に、マリレジャーに伴う海浜事故では、遊泳中の事故が7割近く減少（昨年25人→今年8人）しました。

### 1 海難発生状況

(1) 令和4年7月1日（金）～8月31日（水）までの夏季における船舶海難は59隻（昨年比4隻増）、人身海難39人（昨年比40人減）です。

船舶海難59隻のうち、プレジャーボートによる海難が32隻と最も多く発生しており、プレジャーボートによる海難を種類別にみると運航不能が18隻、浸水が5隻、乗揚げが3隻、衝突が3隻、転覆が2隻、その他の海難（船位喪失）が1隻でした。

人身海難39人のうち、マリレジャーに伴う海浜事故が17人と最も多く発生しており、活動内容別にみると、遊泳中が8人、釣り中が3人、SUP（スタンドアップパドルボード）中が2人、サーフィン中が2人、ウェイクボード中が1人、ボートセーリング中が1人でした。

特に、マリレジャーに伴う海浜事故のうち、遊泳中の事故は8人で、昨年の25人と比べて17人も減少しており、死亡事故は1人（昨年比2人減）でした。

(2) 福岡県内における船舶海難及び人身海難発生状況

上記期間中、福岡県内で発生した船舶海難は、26隻（昨年比8隻増）であり、内訳はプレジャーボートが12隻、漁船が6隻、貨物船が5隻、タンカー、旅客船、その他が各1隻でした。

人身海難は、20人（昨年比3人減）で、内訳はマリレジャーに伴う海浜事故が9人、マリレジャー以外の海浜事故が7人、船舶海難によらない乗船者の人身海難が4人でした。

※ 令和4年7月1日～8月31日の第七管区海上保安部管内で発生した海難・人身事故の県別集計表は、末尾参考資料をご覧ください。

## 2 夏季期間中の事故事例

### ミニボートの事故 ～浸水により転覆～

事故船舶（ミニボート）は、7月3日1330頃、船長他1名が乗船のうえ、山口県阿武町所在の清ヶ浜海水浴場を出港し、同日1400頃から同町所在のモドロ岬の磯場にて磯釣りを始め、同日1900頃、磯釣りを終え、出港地向け航行を開始した。

船長は、モドロ岬から出港地までの沿岸部に定置網が点在していることを把握していたので、沖側を迂回する針路で同町所在の野島南方沖を航行していたが、南風の影響により船首から海水が打ち込む状態であり、速力も出せず低速で排水作業をしながら航行していた同日2045頃、排水作業が追い付かず、船内に海水が溢れ転覆した。

転覆により海に投げ出された乗船者2名は、転覆した船にしがみ付き漂流しながら携帯電話で118番通報し、駆けつけた巡視艇により救助され、山口県萩市所在の病院に搬送されたが、人命等に異常はなかった。

事故者救助時の状況



※メーカーの推奨によるとミニボートが安全に航行できる範囲は

波の高さが20cmくらいまで（ボートの乾舷（水面から船べりまでの高さ）までの半分以下）、風速は4m/s以下

とされています。

この条件を超えている場合は、出港を控えましょう。

また、万一転覆してしまった場合は、海上保安庁緊急通報用電話番号である118番等、救助機関に連絡するとともに、岸が見えていたとしても自力で泳ごうとはせず、船体につかまったまま救助を待ちましょう。

### SUP中の事故 ～風に流され帰還不能～

8月9日0700頃、事故者2名（20代男性、20代女性）は、釣り目的でSUP（スタンドアップパドルボード）に乗り出港、沿岸で釣りをしながら進むも釣果を得られなかったことから、潮の流れが強い所なら釣れると考え、更に沖へ進出した結果、同日0900頃、潮流の影響により身動きが取れないまま、付近の海岸に流れ着き、出港地へ帰港出来なかったことから、118番通報したものの。

事故者は、本海難海域でのSUPは初めてであったにも関わらず、海域の地域特性等を確認することなく出港していた。

また、事故者の内男性は、救命胴衣を着用しておらず、女性はSUPに適さない膨張式救命胴衣を着用していた。

SUPの漂着状況



※SUPの事故は風や潮流の影響により帰還不能となる事故が増加傾向にあります。

海に出る前に気象・海象を必ず確認し、多少なりとも不安を感じるのであれば、出艇は中止しましょう。

またSUPは、海（水）面に近いスポーツで、海中転落や転覆することが前提です。

SUPやカヌー等のパドルスポーツに膨張式救命胴衣は向いていないので、用途にあった救命胴衣を着用しましょう。

## 水上オートバイからの転落事故 ～水上オートバイに戻れず漂流～

事故者（男性）は、8月21日午前中、知人と水上オートバイで遊走するため、福岡県遠賀郡岡垣町所在の新松原海岸から自家用車でけん引してきた水上オートバイを降ろし、遊走を開始した。同日1330頃、食事等で立ち寄っていた福岡県宗像市神湊付近から1人で水上オートバイに乗船して遊走に出たのち、同日1340頃、同市所在の勝島付近で一旦漂泊し、ジュースを飲もうと水上オートバイの物入れから取ろうとした際、誤って落水したものの。

事故者は水上オートバイに泳いで戻ろうと試みるも風潮流の影響でたどり着けず、自身も風潮流に逆らえず南西方向に流されたので泳ぐことを諦め、波浪に身を任せ漂流していた同日2100頃、福岡県福津市所在の白石浜海水浴場へ漂着し、怪我等なく無事であった。

水上オートバイは8月22日、福岡県福津市所在の鼓島に漂着した状態で発見された。

事故者が使用していた水上オートバイの漂着状況



※今回、事故者にあってはライフジャケットの他、水上オートバイに乗船する際に必要な装備を着用していたことから、長時間海上に漂流したにも関わらず人命に異常はありませんでした。

水上オートバイに限らず、小型船舶に乗船する際、ライフジャケットの着用が義務付けられているので、自分の体形にあった国土交通省型式承認品のライフジャケットを必ず着用しましょう。

また、水上オートバイに乗船する際の装備例については、以下のとおりです。

### 水上オートバイ乗船者の装備例

#### ③ ゴーグル（サングラス）

航行中は、顔に風や水しぶきがかかってきます。また、水面に近いため、太陽の反射光により水面が見づらくなったり目を痛めたりします。目を保護するためにも、ゴーグルやサングラスをかけましょう。

#### ④ グローブ

荒れた水面などを航行するとハンドルに大きな衝撃があります。しっかりとハンドルを握るためにもグローブを着用しましょう。



#### ① ライフジャケット

乗船する際は、ライフジャケットの着用が義務付けられています。体型にあった国土交通省型式承認品のライフジャケットを着用しましょう。

#### ② ウエットスーツ・ドライスーツ等

転覆時の衝撃やケガあるいは直射日光等に備えて、ネオプレン素材のウエットスーツやドライスーツを着用しましょう。特に海中転落した際、通常の水着ではジェット噴流等により内臓等を損傷するおそれがあります。

#### ⑤ マリンブーツ

水面下の危険物から足を保護するために素足ではなくマリンブーツを履きましょう。

### 3 夏季の活動

第七管区海上保安本部管内では、令和4年7月1日（金）～8月31日（水）までの間に、「海の事故ゼロキャンペーン」「夏季安全推進活動期間」を展開しましたが各部署において海難防止思想の普及及び高揚、海難減少を目的として以下のとおり啓発活動を実施しました。

- 関係機関との合同パトロール 20件
- 海の安全教室 15件
- 一日海上保安官による啓発活動 4件
- FMラジオ等を通じた啓発活動 16件

その他、巡視船艇によるプレジャーボート等小型船舶の船長に対する現場での安全指導や海事関係機関等に対するポスターの掲示依頼・リーフレットの配布など海の事故防止について啓発活動を行いました。

参考：各種行事等の実施状況



関係機関との合同パトロール（福岡）



一日海上保安官による啓発活動（門司）



海の安全教室（唐津）



FMラジオを通じた啓発活動（佐世保）

#### 4. 関係資料等参考リンク

遊泳中の事故防止に関する情報はこちら

URL: <https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/data/yuueityuunojikoboushi.pdf>



水上オートバイの事故防止に関する情報はこちら

URL: <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/andex.html>



SUPの事故防止に関する情報はこちら

URL: <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/sup/>



釣り中の事故防止に関する情報はこちら

URL: <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/fishing/>



走錨防止ポータルサイト

URL: <https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kaijyoukoutsu/soubyo.html>



海の安全情報 海の事故防止対策 ～海の事故ゼロを目指して～  
各種安全情報はこちらから

URL: <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/marinesafety/jikotaisaku.html>



第七管区海上保安部管内の詳しい海難・人身事故統計はこちらから

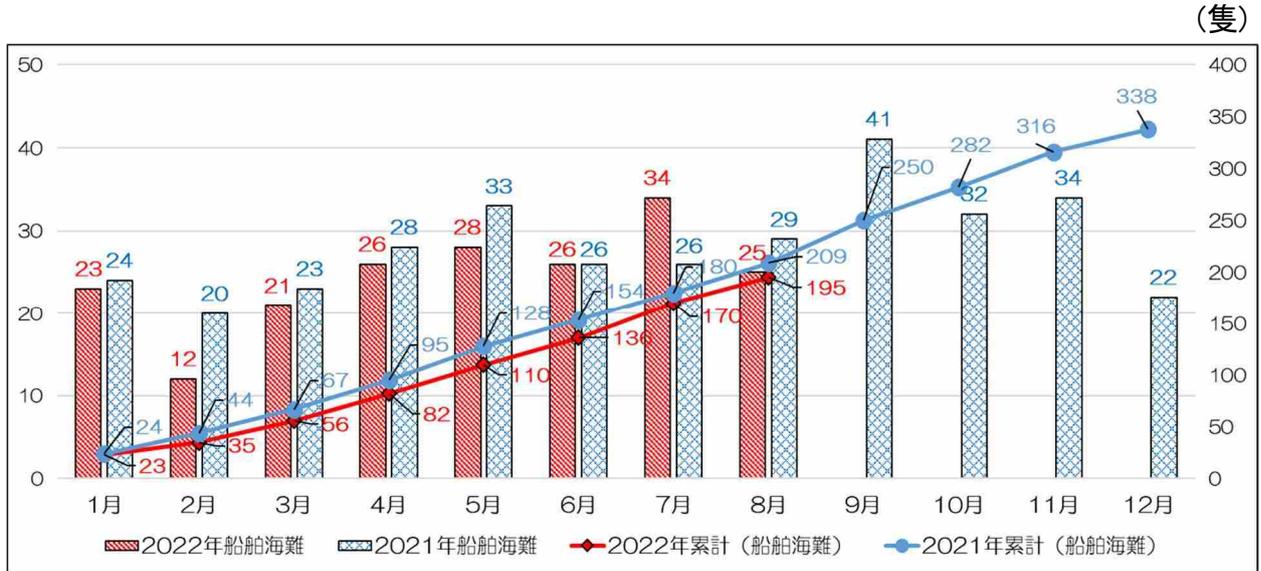
URL: <https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kaiiko/anzentaisaku/kainan/kainannogenkyoutotaisaku.pdf>



※参考資料（括弧内は前年比）

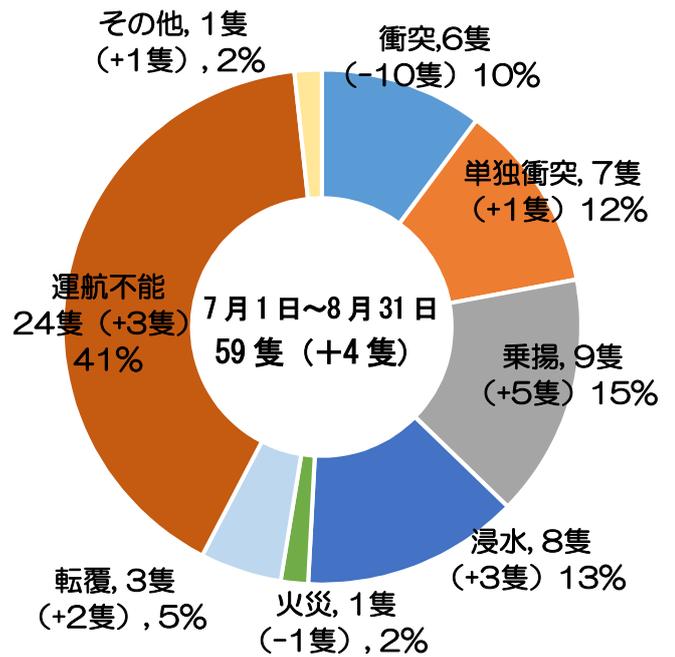
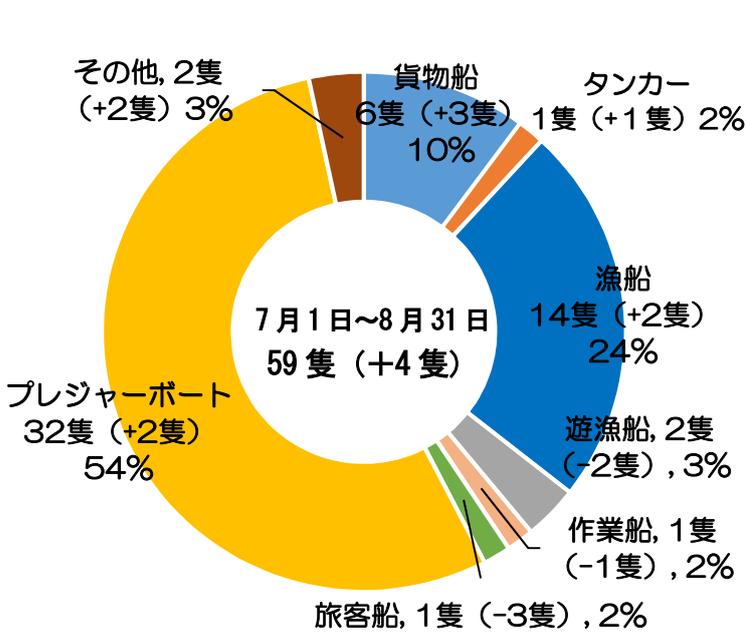
【船舶海難】（第七管区海上保安本部管内・令和4年1月1日（土）～8月31日（水））

※速報値



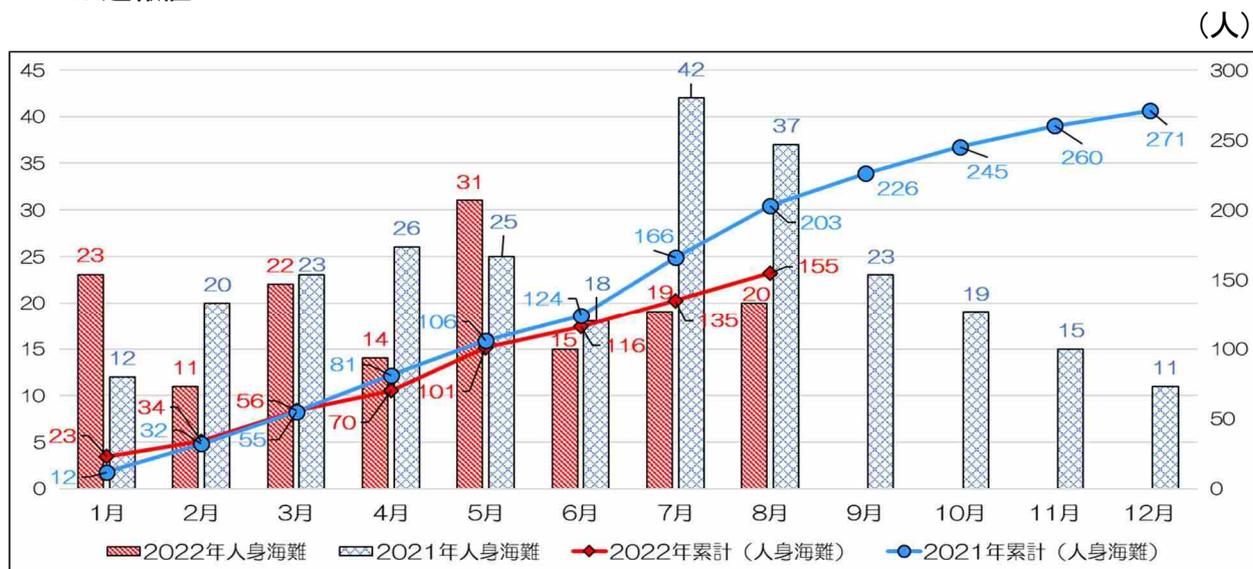
用途別発生状況（船舶海難）

海難種類別発生状況（船舶海難）



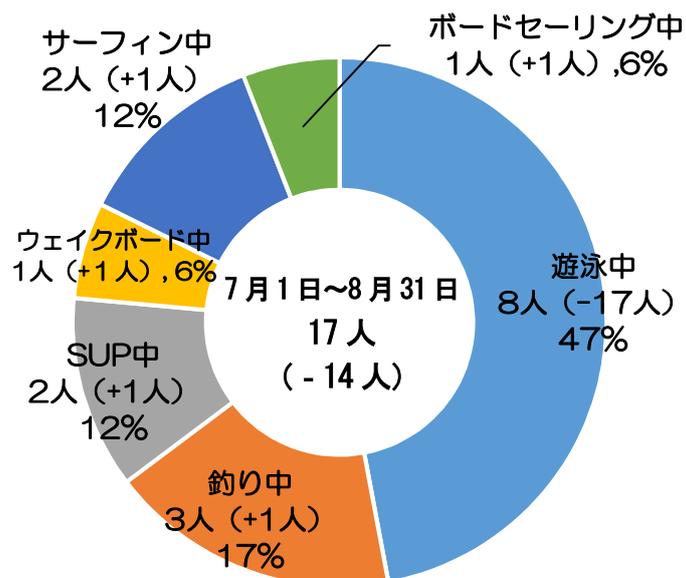
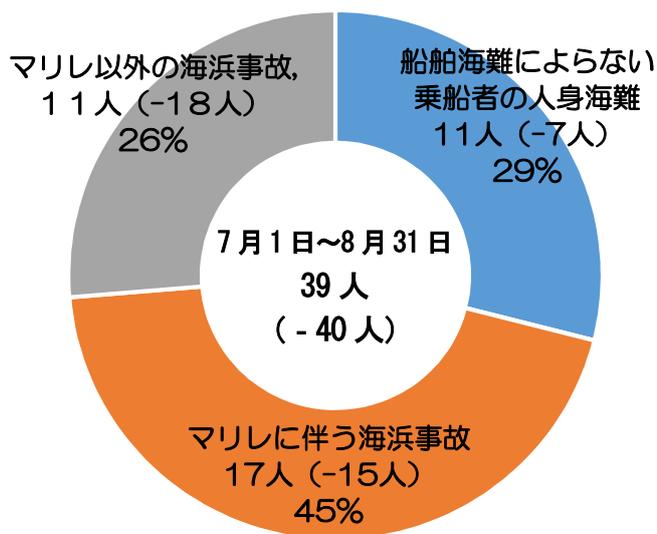
【人身海難】（第七管区海上保安部管内・令和4年1月1日（土）～8月31日（水））

※速報値



事故区分別発生状況（人身海難）

活動内容別発生状況  
（マリレジャーに伴う海浜事故）



【県別発生状況】

(第七管区海上保安部管内・令和4年7月1日(金)～8月31日(水))

船舶海難の県別集計表

(隻)

船種別・県別(7,8月)	山口県	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	総計
プレジャーボート	4	12	3	5	8	32
漁船	2	6	2	2	2	14
遊漁船				1	1	2
貨物船		5		1		6
タンカー		1				1
作業船				1		1
旅客船		1				1
その他		1		1		2
総計	6	26	5	11	11	59

人身事故の県別集計表

(人)

内容別・県別(7,8月)	山口県	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	領海外	総計
船舶海難によらない乗船者の人身海難	3	4	1	2		1	11
マリレに伴う海浜事故		9	4	2	2		17
マリレ以外の海浜事故	1	7	1	1	1		11
総計	4	20	6	5	3	1	39

海の事故情報（七管区） 【速報値】（9月5日～9月11日）

発行日 令和4年9月15日

船の事故	発生日	発生県	船舶種類	事故形態
	9月5日（月）	福岡県	プレジャーボート	運航不能
	9月5日（月）	福岡県	タンカー	単独衝突
	9月5日（月）	福岡県	その他	運航不能
	9月8日（木）	福岡県	プレジャーボート	浸水
	9月8日（木）	長崎県	プレジャーボート	運航不能
	9月8日（木）	山口県	貨物船	衝突
	9月8日（木）	山口県	漁船	衝突
	9月9日（金）	長崎県	貨物船	単独衝突
	9月9日（金）	大分県	プレジャーボート	運航不能
	9月10日（土）	福岡県	プレジャーボート	運航不能
9月10日（土）	山口県	貨物船	乗揚	

人の事故	発生日	発生県	事故区分	事故内容
	9月5日（月）	長崎県	マリレ以外の海浜事故	溺水
	9月8日（木）	山口県	船舶海難によらない乗船者の人身海難	海中転落
	9月10日（土）	福岡県	マリレに伴う海浜事故	海中転落

## 大変危険！ ミニボートでの大航海！

【問合せ先】  
第七管区海上保安本部交通部 安全対策課長 古場  
安全対策調整官 川部  
TEL：093-321-2931（内線2640）

### 【事故事例】

令和4年9月3日13:30頃、事故者は観光のため、ミニボートに1名乗船のうえ香川県を出港し、瀬戸内海から豊後水道経由で鹿児島県屋久島に向け、途中各地を転々としながら航行していた。同船は、9月9日17:00頃、大分県大分市佐賀関の海岸にボートを陸揚げし野営をしていたが、環境が悪く、場所を移動するため、同日21:00頃、明かりは懐中電灯のみで出港し、別の野営地を向け航行していた同日22:30頃、船外機が停止し航行不能となったことから、海上保安庁（118番）に救助要請したもの。

その後、事故者は、佐賀関水難救済会所属の船舶により救助された。



### ◆ミニボートの注意事項

#### ・遠方には行かない。

エンジン付きといっても、ミニボートの航行性能は高くありません。海でのミニボートに適した行動範囲は、オール・パドル等で漕いで帰港できる岸から1km程度の距離が目安です。岸から近ければ、天候の急変にも対応しやすくなります。なお、2馬力の船外機に内臓された燃料タンクの容量は1リットル程度、フルスロットルで連続走行できるのは1時間くらいであり、これも海況が悪いと更に燃費が悪くなり、航走時間が短くなります。



#### ・夜間航行はやめましょう。

ミニボートは、昼間でも他船から視認しづらく、夜になり暗くなると更に視認できなくなるほか、目線の低いミニボートからも周囲の状況を確認しづらいため、衝突の危険性が高まることや自船の位置が分からなくなり帰港できなくなることがあるので、夜間航行はやめておきましょう。もし、夜間出港する場合は、白色全周灯1個を点灯させるように「海上衝突予防法」で定められています。



夜間は他船や障害物の視認性の低下  
街明かりと船の灯火等の判別が困難

#### ・波風に注意する

ミニボートは「波高20cm以上」「風速4m/s以上」で安全に運航できないと言われています。事前に必ず気象情報を確認しましょう。また、実際の海上では、天候不良の場合もあります。気象・海象に少しでも不安を感じた場合は、事故を起こさないためにも出航しない勇氣、早めに帰港する判断も必要です。



詳しくは、HP「ウォータセーフティガイドのミニボートに関する情報」を確認しましょう。  
<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/miniboat/index.html>

